

令和9年度 保育所(園)・認定こども園[2・3号]入所(園)案内

【入所(園)申し込みの配布・受付期間】

お子さまの年齢 (令和9年4月1日時点)	申 込 期 間 (土日祝を除く。)	
	配布期間	受付期間
0～1歳 (R7.4.2以降に生まれた子)	9月29日(火)～10月2日(金)	10月26日(月)～10月30日(金)
2～5歳 (R7.4.1以前に生まれた子)	10月5日(月)～10月9日(金)	11月4日(水)～11月10日(火)

※2人以上のきょうだいで申請する場合は、いちばん上のお子さまの日程できょうだい同時に手続きしてください。

なお、令和8年11月11日以降は毎月10日を締め切りとして、随時受付をします(郵送不可)。

定員に余裕がある場合は入所することができます。

年度途中(令和9年5月から令和10年3月まで)の入所は、各月1日の入所になります。

年度途中の入所についても上記の期間にお申し込みください。

【必要書類】 こども1人につき各1部

※きょうだい申込はこどもの人数分の申請が必要です。

☐ 認定申請書兼保育施設・事業利用調整申込書(さくら色(桜色)の用紙)

☐ 利用調整調査票

☐ 保育が必要な理由の証明書類(父・母・同居の20歳以上65歳未満の方)

該当する書類

☐ 就労証明書

【父・母・祖父・祖母・おじ・おば・ 】

自営業の方は…

開業届出書⑤・営業許可証⑤・確定申告書控え⑤・民生委員確認 等

☐ 求職活動状況等申告書

【父・母・祖父・祖母・おじ・おば・ 】

☐ 疾病・障がい申告書

【父・母・祖父・祖母・おじ・おば・ 】

☐ 介護看護状況申告書

【父・母・祖父・祖母・おじ・おば・ 】

☐ 就学等(予定)証明書

【父・母・祖父・祖母・おじ・おば・ 】

☐ 母子健康手帳⑤

【母】

☐ 保育利用調整基準申告書

☐ ひとり親世帯の確認書類

【児童扶養手当証書⑤・ひとり親家庭医療証⑤・戸籍謄本・申出書・ 】

☐ 在宅障がい者世帯の確認書類

【身体障害者手帳⑤・精神障害者手帳⑤・療育手帳⑤・特別児童扶養手当受給証明書⑤ 等】

☐ 出産予定世帯の確認書類

【母子健康手帳⑤】

☐ 市区町村民税(非)課税証明書

等(4～8月入所(園)希望は令和8年度、9～3月入所(園)希望は令和9年度)

☐ その他()

☐ マイナンバー提供書



桜井市マスコットキャラクター
ひみこちゃん

提出前に
よくお読みください。

問い合わせ先

桜井市役所 保育教育課 保育教育係

〒633-8585 桜井市大字栗殿432番地の1

TEL: 0744 (42) 9111 内線2223

【保育所(園)・認定こども園[2・3号]とは】

保育所(園)等は、保護者の委託を受けて保育※1を必要とする乳幼児を日々保育することを目的とする通所(園)型の児童福祉施設です。保護者が働いていたり、疾病等のためにこどもを家庭では保育することのできない場合に、保護者に代わって保育するところが保育所(園)です。

したがって、保育所(園)は保育が必要な状態にある場合に入所(園)できるものであり、どのような家庭状況でも入所(園)できるということではありません。

※1 保育とは、養護と教育を一体的に行うことをいいます。

保育所(園)

就労等のために家庭で保育のできない保護者に代わって、0歳(生後6ヶ月以上)から小学校就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。

利用時間：朝から夕方までの保育のほか、施設により延長保育を実施。

※ドリーム保育園、ひなたぼっこ保育園、ドリームハウスは0歳(生後6ヶ月以上)から2歳児のこどもに限り通所(園)できます。

認定こども園[2・3号]

幼稚園と保育所(園)の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。教育課程[1号]は保護者の就労状況等に関わらず利用することができ、就労状況が変わった場合でも通いながれた園を継続して利用することが可能です。

利用時間：朝から 昼 すぎ(保育を必要としない3～5歳児のこども)

朝から夕方まで(保育を必要とする 0～5歳児のこども)

- 園によっては一時預かり、延長保育を実施しています。
- 保育を必要としない3～5歳児のこどもの入園に関しては、各園にお問い合わせください。
- 学校法人数島学園は、※令和9年4月(予定)より新たに「小規模保育事業(0～2歳児を対象とした保育)(仮称)さくら小規模保育園」を開始する予定です。(※現在、施設を建設中であるため、具体的な入園可能日については、直接園へご確認ください。)

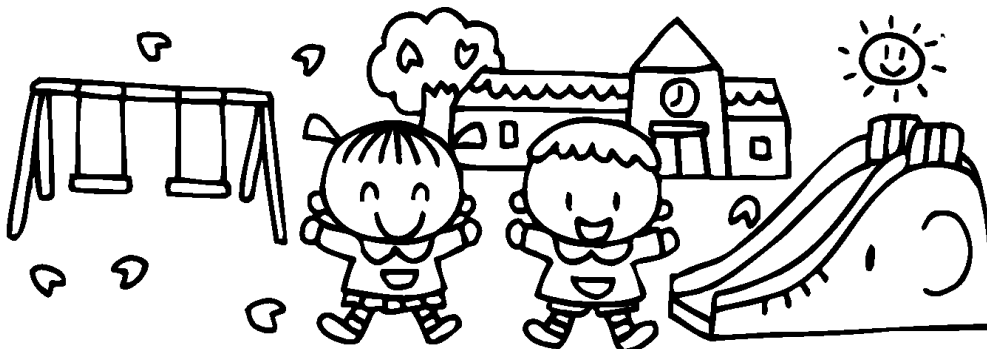
1 保育の必要性の認定

保育所(園)・認定こども園[2・3号]を利用することを希望する場合は、保育を必要とする認定(以下、「保育認定」といいます。)を受けていただく必要があります。認定された場合、「支給認定証」を桜井市より交付します。

(1) 保育認定の事由

保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する場合であって、こどもを保育することが困難な場合です。

- 1 1ヶ月に64時間以上労働することを常態としている場合
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合(出産の前後2ヶ月)
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合
- 4 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合
- 7 就学している場合
- 8 その他、保育が必要な状態にあると認める場合



【保育認定の有効期間】

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設等の利用可能期間）
就労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	当該こどもの小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から2ヶ月を経過した日の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間）
求職活動	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間）
就学	保護者の卒業予定日まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間）
その他	市長が必要と認める期間



※認定期間中にこどもが満3歳に至る場合、認定の有効期間については上記の表で「こどもの小学校就学まで」とあるのは、「こどもが満3歳に到達する前日まで」となります。この場合、満3歳到達以降に、新たな支給認定証を桜井市より送付します。

（2）保育必要量（保育施設・事業を利用できる時間）

保育認定を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

保育標準時間の認定を受けた場合は、1日に最大11時間、保育施設を利用することができ、保育短時間の認定を受けた場合は、1日に最大8時間、保育施設を利用することができます。ただし、延長保育を利用する場合はそれ以上利用できます。（別途、延長保育料が必要です。）

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。なお、保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定します。

【保育必要量の例】

保育必要量	認 定 例
保育標準時間 （就労時間等が 月120時間以上）	・両親の両方がフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合 ・父親が就労し、母親が妊娠・出産することにより、こどもを保育することができない場合 ・ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合等
保育短時間 （就労時間等が 月120時間未満）	・両親の両方又は片方がパートタイムで就労する場合又はそれに近い場合 ・ひとり親世帯で、保護者がパートタイムで就労する場合又はそれに近い場合 ・保護者が求職活動中の場合 ・保護者が育児休業中の場合 ※育児休業中の保育所（園）利用については「12 育児休業に伴う保育所（園）継続入所（園）の取り扱いについて」をご確認ください。

※同居している家族の介護等の理由で、保育を必要とする場合の保育必要量については、個別に各家庭の状況から判断した上で認定します。

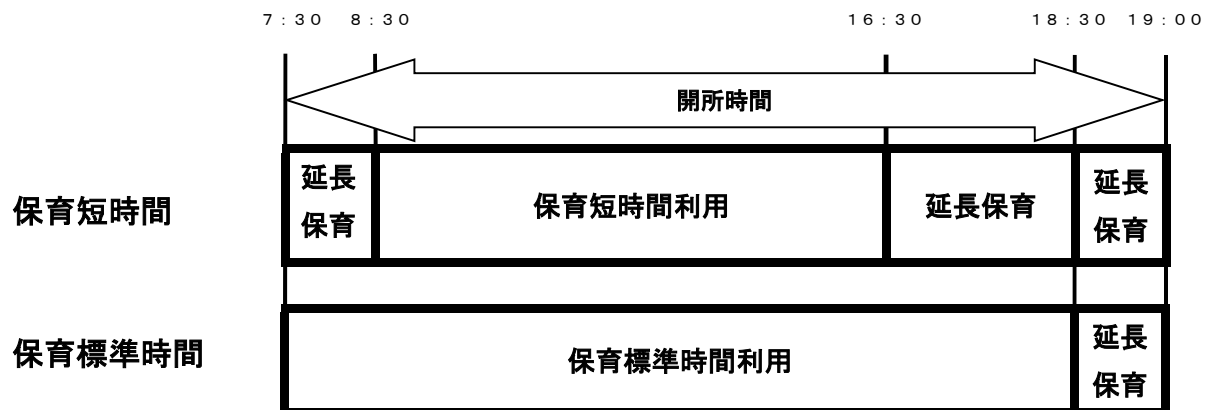


それぞれの保育施設・事業では開所（園）時間等が決められていますが、それとともに、保育必要量に応じた利用時間が決められています。「8 保育料の決定」に記載の保育料で利用できるのは、その保育必要量に応じて決められた利用時間内で、認定された保育必要量で決められた1日に利用できる最大の時間の範囲内となります。

利用時間から外れた時間を利用する場合、または1日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は、延長保育となります。それぞれの保育施設で決められる標準的な利用時間については、各保育施設にお問い合わせください。

なお、保育施設の利用は、原則認定された保育理由（就労等）での利用になります。例えば保育理由が就労で認定されている場合、保護者の仕事がお休みの日は、原則として家庭での保育をお願いします。ただし、認定事由以外でも保護者支援の観点からやむを得ない事情（保護者の通院、介護、きょうだい児の学校行事等）がある場合は、保育施設を利用できる場合もありますので、園に直接ご相談ください。

【利用時間のイメージ】 ※公立保育所の場合



※保育短時間認定のこどもが9：00～17：00まで利用した場合、16：30～17：00の時間は延長保育となります。

※上図は一例です。各施設によって開所（園）時間や延長保育の有無等は異なります。

※家庭的保育事業施設（ひなたぼっこ保育園・ドリームハウス）は保育短時間利用のみとなります。

2 利用申込み方法

保育施設（保育所（園）・認定こども園〔2・3号〕）の利用を希望される場合は、保育教育課へお申込みください。

申込み書類は、受付期間内に必ず提出してください。期間後に申込みをされた場合は、原則として、期間内に申込みをされた方の調整が終わってからの調整となります。

なお、保育施設の定員に余裕がないときなどは、希望施設の利用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3 利用申込みに必要な書類

次の書類を、保育教育課へ提出してください。

これらの書類は、保育認定の判断及び利用調整を行うための重要な資料です。書類の不足や内容に不備がないか、提出前によくご確認ください。

（1）すべての方について必要な書類

書類の名前	説 明
子どものための教育・保育給付 保育認定申請書兼保育施設・ 事業利用調整申込書	提出後に、利用希望施設、住所等の内容に変更があった場合には、速やかに保育教育課へお申し出ください。
利用調整調査票（その1・2）	保育の必要性の認定、利用調整を行う上で大切な書類です。誤りや記入漏れのないように注意してください。

(2) 保育が必要な理由を証明する書類（保育が必要な理由により、提出書類が異なります。）

保育が必要な理由		必要な書類の名前	添付書類及び注意事項
就労（内定を含む。）	雇用されている方 （会社員、公務員、パート、派遣社員、内職、株式会社代表取締役、有限会社取締役等）	就労証明書	※育児休業中の場合は復職日の記載必要
	自営業の方 （自営業主、自営業専従者、家族従業者）	就労証明書 （右記の添付書類が提出できない場合は民生児童委員の記入）	〔自営業主〕の方は、自営されていることがわかる書類（開業届出書㊟、営業許可証㊟、確定申告書控え㊟等）を添付 〔自営業専従者・家族従業者〕の方で同居者が自営業主ではない場合は、自営協力されていることがわかる書類（自営業主の書類（上記の開業届出書㊟等）、又は自営業専従者・家族従業者の源泉徴収票㊟、確定申告書控え㊟）を添付 ※自営業開始予定の場合、店舗予定地の賃貸借契約書や開業にかかる経費等の支出明細書、自営業を開始することが確認できるものを添付
妊娠・出産 （出産の前後2ヶ月）		母子健康手帳	父母の氏名及び出産予定日が確認できる母子健康手帳のページ㊟を添付
疾病		疾病・障がい状況申告書	医師の診断書等を添付
障がい		疾病・障がい状況申告書	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証明書等の等級などが確認できるページ㊟を添付
介護・看護	介護・看護の対象となる方	疾病・障がい状況申告書	身体障害者手帳や介護保険被保険者証等の㊟を添付
	介護・看護を行う方	介護・看護状況申告書	
災害復旧		罹災証明	
就学		就学等（予定）証明書	就学等（予定）証明書が出ない場合は、在学証明書（任意様式）及び時間割表等を添付
求職活動		求職活動状況等申告書	

※保護者については、必ずいずれかの書類が必要です。保護者以外（20歳以上65歳未満）の方については、ご提出がない場合、選考時に利用調整指数が減点となります。
また、保育料の決定に必要な書類については、「9 保育料等の決定に必要な書類について」をご確認ください。

○ 求職活動状況等申告書を提出する保護者について

利用期間は入所（園）月から90日までです。その期間内に就労できなかった場合は、保育の利用ができなくなります。また、就労された場合は、速やかに就労証明書をご提出ください。

(3) 状況に応じて必要な書類（例）

必要となる方	必要な書類の名前	添付書類及び注意事項
同一住所に生計が別の親族がお住まいの場合	生計が別である旨の申出書	同一月における2名義分の光熱水費明細書等を添付

4 医療的ケア児の受入れについて

桜井市では、医療的ケアを必要とするお子さまが、住み慣れた地域で安心して保育所等を利用できるよう、受入れに関するガイドラインを策定しています。
入所を希望される場合は、通常の申込み手続きに加えて、事前の相談や専用書類の提出が必要となります。

(1) 対象となるお子さま

日常生活において、以下の医療的ケアを恒常的に必要とするお子さまが対象です。

・ 対象となるケアの例

吸入、喀痰吸引、経管栄養（経鼻・胃ろう等）、導尿、与薬（ブコラム・坐薬等）など

※上記以外のケアについては、保育教育課までご相談ください。

(2) 申込みから入所までの流れ

お子さまの安全を第一に考えるため、通常の選考に先立ち、以下のステップを経て受入れの可否を判断します。

事前相談：保育教育課へ早めにご相談ください。

書類提出：通常書類に加え、主治医の意見書等を提出していただきます。

面談・見学：保育所等での面談や施設見学を行います。

受入れ検討会議：専門家等による会議にて、安全な受入れ体制を確認します。

(3) ガイドラインの確認

受入れの要件、安全管理体制、詳細なスケジュールについては、桜井市ホームページに掲載している「医療的ケア児受入れに関するガイドライン」を必ずご確認ください。

5 利用調整について

利用調整は、保育の必要性の認定を受けた方について、「保育利用調整基準」に基づき行います。「(1) 基本点数表」により、世帯の保育が必要な状況に応じ基本点数を設定します。また、「(2) 調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から保育の利用が可能となります。

6 利用可能日時について

開所・開園時間は各施設によって異なります。また、認定された保育必要量に応じて、保育施設を利用できる時間帯が異なります。

7 保育施設で行っている事業について

【子ども・子育て支援事業】

(1) 延長保育

保護者のやむを得ない事情により、保育必要量を超えて保育が必要となる場合に、認定時間を超えて保育を行います。（別途、料金が必要です。）

(2) 一時預かり

「ドリームハウス・第1保育所・ドリーム保育園・ひなたぼっこ保育園・桜井認定こども園三輪学園・みらい保育園・あすか」で実施しております。

保育所(園)等を利用していないこどもを対象とし、保護者の方の仕事や病気等により、断続的または緊急・一時的に保育を必要とする場合にお預かりします。

【障がい児保育】

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

【育児相談】

乳幼児の発達やしつけ、生活習慣などの育児に関する問題について、電話による相談を行っています。

ます。(日曜・祝日・年末年始を除く。)

保育所(園) 公立 月曜～金曜 10時～14時
" 私立 直接保育所(園)へお問い合わせください。



8 保育料の決定

(1) 保育料の決定

保育料の算定については市区町村民税額を用いて決定します。毎年4月と9月にクラス年齢に応じて保育料を算定します。(4月は令和8年度の市区町村民税額、9月は令和9年度の市区町村民税額の決定に応じて保育料を算定します。)

令和元年10月以降は3～5歳児クラスのこども、及び0～2歳児クラスで市区町村民税非課税世帯のこどもの保育料は無償となっています。ただし、給食費、延長保育料、行事費などは保護者の負担となります(一部の世帯を除く。)

保育料算定の基礎となる市区町村民税額は、こどもと同一世帯の父母及び祖父母の市区町村民税の所得割額の合計額となります。(祖父母の市区町村民税額を合算するのは、父母の年収の合計が130万円未満の場合に限ります。)このほか、保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)の別で保育料が設定されます。

令和7年度より第2子保育料については無償化となっています。

(2) 第2子保育料無償化について(桜井市独自政策)

桜井市では、保護者の経済的負担を軽減するため、保育所(園)・幼稚園等に2人以上在所(園)している場合の第2子以降については、年齢や世帯の収入額等を問わず保育料が無償となります。

また、市民税の所得割の合計額が57,700円未満(ひとり親世帯等にあっては77,101円未満)の世帯については、こどもの年齢や、保育施設等の利用の有無にかかわらず、生計を一にするきょうだいを第2子とカウントし無償化や軽減対象となることがあります。同一の生計で別居のお子さまがいる場合は、保育教育課へお申し出ください。

(3) ひとり親世帯等の保育料の軽減

ひとり親家庭で現にこどもを扶養している世帯、障がい児又は障がい者を有する世帯は、世帯の所得に応じて、保育料の軽減を受けていただくことができます場合があります。

申請時に、申請書の該当欄に必要事項をご記入いただくとともに、必要書類をご提出ください。

減免の種類	必要な書類	備 考
ひとり親世帯の減免	児童扶養手当証書⑤、ひとり親家庭医療証⑤、戸籍謄本	※ひとり親であると確認できる左記書類の提出が減免適用の要件となります。
在宅障がい者世帯の減免	身体障害者手帳⑤、精神障害者保健福祉手帳⑤、療育手帳⑤、特別児童扶養手当受給証明書⑤、障害基礎年金証書⑤	※毎年提出が必要です。

9 保育料等の決定に必要な書類について

保育料や副食費の免除の決定に際し、保護者の市区町村民税の所得割額を確認するために課税台帳を閲覧しますので、市区町村民税(非)課税証明書類の提出は必要ありません。

ただし、桜井市の課税台帳を閲覧して市区町村民税が確認できるのは、桜井市から市区町村民税を課税されている保護者に限ります。

令和8年1月2日以降に他市区町村から桜井市に転入してきた保護者等については保護者それぞれ分の市区町村民税(非)課税証明書類(令和8年1月1日現在にお住まいの市区町村が発行する下記の書類)が必要となります。

※所得額、市区町村民税額及び各種控除額が記載されたもの

令和8年度(非)課税証明書(個人市区町村民税)

10 保育料の納付について

保育所(園)を利用される場合は、所定の保育料を桜井市に納付していただきます。

保育料は口座振替により納付していただくこととなりますので、内定後に「口座振替依頼書」を各金融機関へ提出してください。保育料の納期限(口座振替日)は、保育利用月の25日(金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日)です。保育施設の運営、保育サービスの維持・充実を図るためにも、保育料は必ず納期限内に納付してください。

また、保育料が納期限後に未納となっている場合には、児童手当からの特別徴収(天引き)や給与等の差し押さえを行うことがあります。

認定こども園[2・3号]、ドリーム保育園、ひなたぼっこ保育園、ドリームハウスを利用される場合、保育料は利用される施設にお支払いいただくこととなります。お支払いの方法等については、各施設にご確認ください。



11 保育認定を受けてから

(1) 保育認定内容の変更、取消等

認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず保育教育課にお申し出ください。

- ・ こどもや保護者の氏名及び住所の変更
- ・ 世帯員の増減
- ・ 保護者の転職、離職、就労時間の変更 など

※上記変更により保育必要量の変更を希望される場合は、変更希望月の前月10日〆切(10日が土日祝日の場合は、前開庁日が〆切)で「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」を提出してください。

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、認定を取り消されることがありますのでご注意ください。認定を取り消されると、保育施設を利用できなくなります。

また、認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設の利用を希望する場合は、再度、認定の申請をしていただく必要があります。

既に保育施設を利用している家庭においてお母さんが妊娠・出産する場合、就労等の状況により保育施設が利用できなくなることがありますので、妊娠がわかった時は、保育教育課にご連絡ください。

(2) 保育施設の利用中について

無断又は特別な理由がなく、長期間(おおむね1ヶ月以上)利用しなかった場合には、認定の有効期間中であっても、利用決定を取り消す(退所(園))ことがありますのでご注意ください。

また、認定期間中に利用を中止(退所(園))したい場合は、退所(園)届の提出が必要です。毎月月末までに退所(園)届をご提出ください。提出がない場合や、遅れた場合には、実際に利用したか否かにかかわらず、翌月以降の保育料が発生する場合がありますので、速やかに手続きを行ってください。

(3) 申請後に申込みを辞退される場合

申込みの後、事情により申込みを辞退される場合は、速やかに辞退届をご提出ください。

1 2 育児休業に伴う保育所(園)継続入所(園)の取り扱いについて

既に保育施設を利用している家庭において、お母さんが妊娠・出産し、出産後に育児休業を取得したり会社を退職する場合は、原則入所(園)しているお子さまは出産後2ヶ月で退所(園)になります。ただし、継続して集団保育が必要であるなど児童福祉の観点から、保育所(園)の利用を継続することを希望し下記の要件をすべて満たす場合は、概ね1年間の期間に限り育児休業中の継続入所(園)が可能です。あらかじめ1年を超えて育児休業を取得される場合はこの制度には該当しません。

【要件】

1. 就労を理由に保育所(園)へ入所(園)していること
 2. 出産日から概ね1年後に育児休業を終了し復職することが決まっている場合
⇒「**育児休業取得による継続入所(園)承認申請書**」及び復職に係る「**就労証明書**」をご提出ください。
- ※就労状況の都合により、復職に係る「**就労証明書**」を提出することができない場合は、「**育児休業取得による継続入所(園)承認申請書**」及び「**就労予定誓約書**」をご提出ください。

【継続期間】

継続入所(園)を認めることができるのは、出生したこどもの1歳の誕生日の末日までです。

【手続き】〈出産後翌々月10日までに〉

- ① 「**育児休業取得による継続入所(園)承認申請書**」の他、必要な書類を提出してください。
- ② 出産された子の「**保育認定申請書兼保育施設・事業利用調整申込書**」を提出してください。
※出産された子の入所(園)月は、生後6ヶ月を経過する月の翌月から1歳の誕生日が属する月の翌月までのいずれかの月となります。また、入所(園)予定月が新年度になる場合は、10～11月の一斉申込時に必ず申請してください。
※「**就労予定誓約書**」を提出する場合は、出産された子の入所(園)後2ヶ月以内に復職に係る「就労証明書」を提出してください。2ヶ月以内に提出できない場合は、保育所(園)の利用ができなくなります。

1 3 その他

○復職(内定)による申込をされた方

保育所(園)入所(園)にあたり、はじめに慣らし保育があります。お子さまの保育状況によっては長引くことがありますので、十分考慮の上で会社と復職(内定)に向けた調整をお願いします。(慣らし保育を行う場合でも保育料は1ヶ月分全額かかります。)

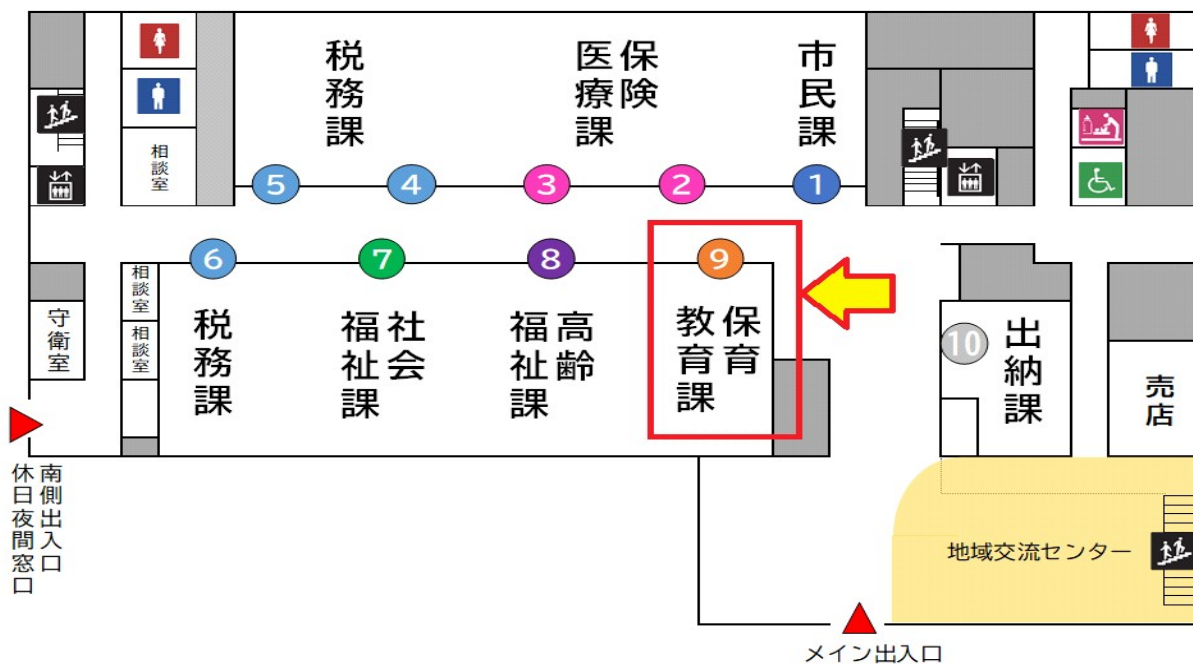
○保育所(園)等の見学を希望される方

保育施設により、保育方針や取り組みは様々です。できる限り、希望される保育施設を実際に見学してからお申し込みください。見学を希望する場合は、各保育施設に直接お問合せください。

〔提出場所〕

入所（園）申し込みの配付・提出は、市役所1階 保育教育課（9番窓口）へ。

【市役所1階 フロアマップ】



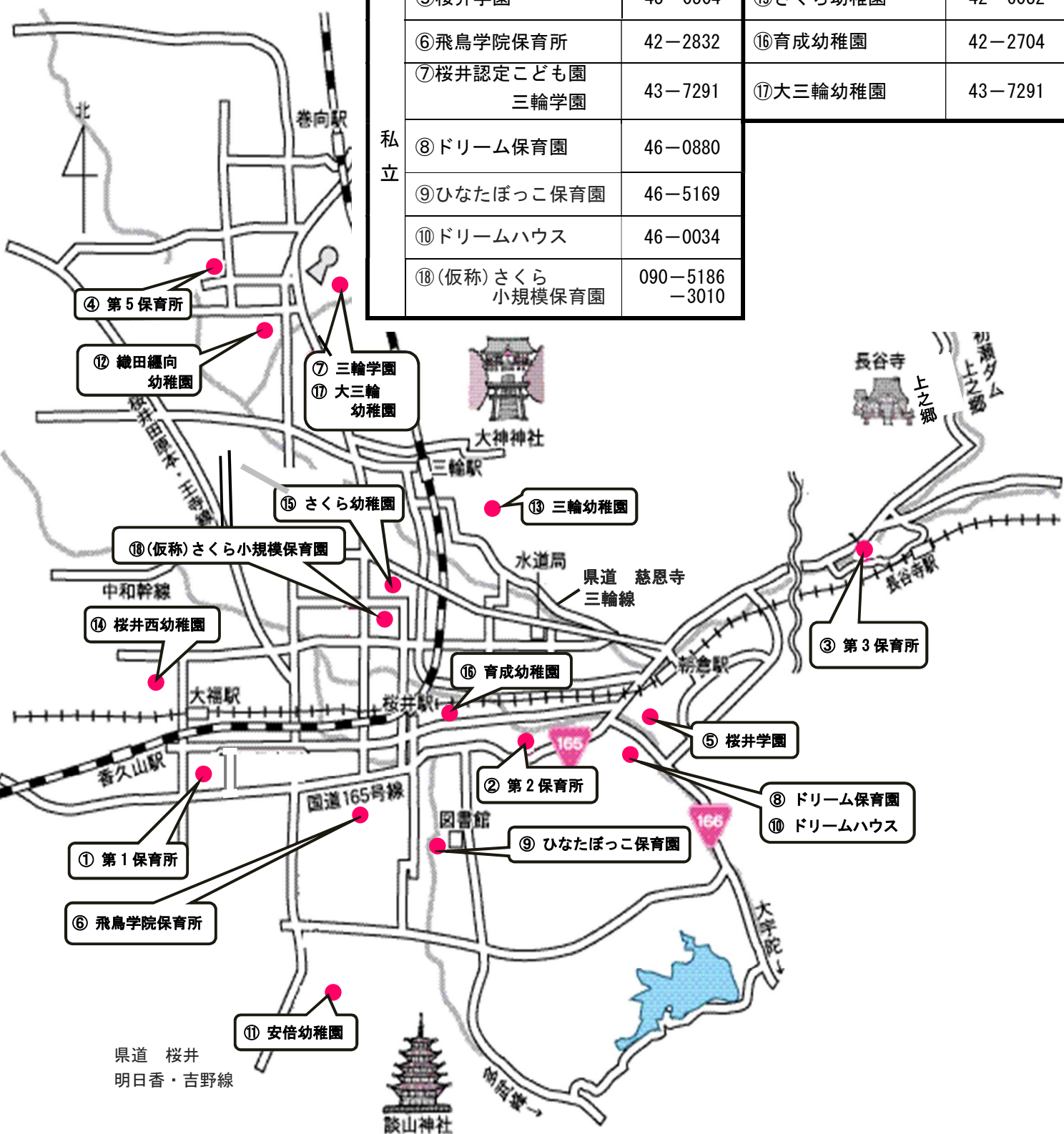
〔各保育施設ホームページ〕

※リンク先がない保育施設は、同封のパフレットをご覧ください。



※保育所(園)見学を希望
 する場合は、各保育所
 (園)に直接お問合せ
 ください。

	保育所(園)		幼稚園	
公 立	①第1保育所	42-3166	⑪安倍幼稚園	42-3608
	②第2保育所	42-4380	⑫織田纏向幼稚園	43-0240
	③第3保育所	47-7036	⑬三輪幼稚園	42-6077
	④第5保育所	43-7440	⑭桜井西幼稚園	42-9017
私 立	⑤桜井学園	43-0504	⑮さくら幼稚園	42-6032
	⑥飛鳥学院保育所	42-2832	⑯育成幼稚園	42-2704
	⑦桜井認定こども園 三輪学園	43-7291	⑰大三輪幼稚園	43-7291
	⑧ドリーム保育園	46-0880		
	⑨ひなたぼっこ保育園	46-5169		
	⑩ドリームハウス	46-0034		
	⑱(仮称)さくら 小規模保育園	090-5186 -3010		



第2号様式(第4条関係)

子どものための教育・保育給付
保育認定申請書兼
保育施設・事業利用調整申込書

※本市記入欄(異動)

新規

令和 8 年10月27日
(宛先)桜井市長

記入例

内 容		
[記入例] 兄弟申込		
		/
		/
		/

☐ 転所希望 ※すでに保育所入所中の方が転所を希望する場合は レ点を入れてください。	保 護 者	現住所	〒633-8585 桜井市大字栗殿432-1 () 方)						
☐ 幼稚園併願 ※幼稚園にも合わせて申込みをされている場合は レ点を入れてください。		フリガナ	サクライ ヒミコ						
☐ 市外施設併願 ※市外施設にも合わせて申込みをされている場合は レ点を入れてください。		氏 名	桜井 花子						
		電 話	自 宅	0744	—	42	—	9111	☐
		(優先的に使う連絡先にレ点を入れてください。)	携 帯 (父)	070	—	〇〇〇〇	—	〇〇〇〇	☐
			携 帯 (母)	070	—	△△△△	—	△△△△	☒

①桜井市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市区町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
②支給認定申請の結果について、4月からの新規入所・継続入所の場合は認定事務が集中するため審査に時間を要することから、30日間を超えて結果の通知を受けること。
③決定された保育料は、遅滞なく納付し、滞納しないことを誓います。滞納した場合は、児童手当法第21条及び第22条の規定に基づき、私又は私の配偶者が支給を受ける児童手当の額の全部又は一部を、当該児童手当の支給日をもって滞納分保育料の支払いに充てること。
以上のこと同意・誓約します。

施設型給付・地域型保育給付の支給について、次のとおり申請します。

保育を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日から 就学前まで ・ 令和 年 月 日まで	
保育を希望する時間	8 時 30 分 から 18 時 00 分 まで	
希望する保育必要量	1 標準時間認定 ※保護者が月120時間以上の就労など 2 短時間認定 ※保護者が月120時間未満(64時間以上)の就労など	
続柄	番号	保育
父	1	1 就労
母	1	5 災害

1世帯1施設の内定になります。希望の高い保育所より調整しますので、入所希望順に記入してください。ただし、定員により必ず保育施設に内定すると確約はできません。第1希望のみの場合、20点加点となりますが、1施設のみの調整となりますので保留になる可能性が高くなります。

保育施設・事業の利用調整希望

利用希望	第1希望 飛鳥学院保育所	第4希望 ドリーム保育園	第7希望 第1保育所	第10希望 第5保育所
	第2希望 桜井学園	第5希望 ひなたぼっこ保育園	第8希望 第2保育所	
	第3希望 三輪学園	第6希望 ドリームハウス	第9希望 第3保育所	

世帯構成 ※保護者(保護者以外)について記入してください。

区分	氏 名	年齢 (4/1時点)	生年月日	職業 等	会社名 学校名 施設名 など	
申請に 兄弟分は 入れ替えて 記入	(フリガナ) サクライ ヒミコ 桜井 ひみこ	本人	男 女	1 歳	H 8・2・22 0・1・2・3・4・5 歳児クラス	
	桜井 太郎	父	男 女	39 歳	S H R 63・1・6 会社員・自営業・パート学生・園児	(株)なら
	桜井 花子	母	男 女	38 歳	S H R 63・8・7 会社員・自営業・パート学生・園児	(株)なら
	桜井 せんと	兄	男 女	2 歳	S H R 7・2・12 会社員・自営業・パート学生・園児	兄弟同時申請中
	桜井 五郎	祖父	男 女	54 歳	S H R 47・5・6 会社員・自営業・パート学生・園児 無職	
	桜井 次郎	叔父	男 女	38 歳	S H R 1・2・6 会社員・自営業・パート学生・園児	(株)なら
			男 女			
		男 女				
		男 女				

令和9年4月1日時点の年齢で記入してください。

令和8年1月2日以降に桜井市へ転入された方は転入された日と転入前の住所をご記入ください。

令和8年2月1日 前住所 橿原市八木町1丁目1-18

利用調整調査票

記入例

児童氏名	桜井 ひみこ	生年月日	平成・令和 ● 年 2 月 22 日生	性別	男 女
------	--------	------	---------------------	----	-----

児童情報					
健康状況	今までにかかった病気や大きなケガ	無・有	眼の病気・耳の病気・心臓病・腎臓病・肝炎・川崎病・結核・骨折・他（ ）		
	現在の治療・通院	無・有	（ 3 ） 歳（ 2 ） ヶ月から 病名等（ 喘息 ） 医療機関（ 桜井ホスピタル ） 通院状況は、 年 回・月 1 回・週 回・不定期		
	アレルギー	無・有	アトピー性皮膚炎・喘息・じんましん・くすり・動物・花粉症・他（ ）		
	食物アレルギー	無・有	鶏卵・牛乳・小麦粉・大豆・他（ ）		
		→検査	未検査・検査済（鶏卵・牛乳・小麦粉・大豆・他〔 〕）		
		→除去食	不要・必要（完全除去・他〔 白身のみ免疫克服療法実践中 〕）		
→既往歴	無・有（アナフィラキシーショック）				
健診の状況	該当に○	健診済→ 4 ヶ月・0 ヶ月・1歳6ヶ月・2歳6ヶ月・3歳6ヶ月 未健診→ 4 ヶ月・10 ヶ月・1歳6ヶ月・2歳6ヶ月・3歳6ヶ月			
発達の状況	該当に○	発達相談： 無・有（相談先： 奈良県総合リハビリテーションセンター ） 相談内容：（ 言葉の発達が遅れている。 ） 児童の健康や発達に関し、 家庭等で気を付けている ことがあれば記入 グレーン現象を指差しになるよう練習をおこなっている。保護者側でどれが欲しいか指を差して顔をみて確認したり、歩く方向を変える時は先に曲がる方向を指差ししたりするなど、指差しの動作が出るよう促している。			
世帯状況	ひとり親世帯	該当する場合は○	離別・死別・未婚・別居〔調停： 有・無 〕		
	障がい者世帯	該当する場合は記入	氏名：（ 桜井 五郎 ） 児童との続柄：（ 祖父 ） 障害者手帳等の 種類：（ 身体障害者手帳 ） 等級：（ 2 級 ）		
	生活保護	該当する場合は記入	開始年月日：令和 年 月 日から 担当CW（ ）		
	出産等	該当する場合は○、記入	出産予定： 無・有（令和 年 月 日予定） 母子手帳： 有・無 出産後の育児休業予定： 有（令和 年 月 日頃まで）・無		
	送迎予定 （第1希望施設を目安で）	該当に○	送り 父・母・祖父（方）・祖母（方）・（ ） 自宅から 10 分 迎え 父・母・祖父（方）・祖母（方）・（ ） 会社・自宅から 15 分		
祖父母	年齢	保育できない理由（○で囲む。）		居住状況（同居は○、別居は住所を記入）	
父 方	祖父	52 歳	就労・疾病・障がい・介護・遠方・離別・他界・他（ ）	同居・別居（ ）	
	祖母	歳	就労・疾病・障がい・介護・遠方・離別・他界・他（ ）	同居・別居（ ）	
母 方	祖父	歳	就労・疾病・障がい・介護・遠方・離別・他界・他（ 不明 ）	同居・別居（ ）	
	祖母	56 歳	就労・疾病・障がい・介護・遠方・離別・他界・他（ ）	同居・別居（ 橿原市八木町1丁目1-18 ）	

記入例

申込情報		
保育・申込状況	現在の保育状況	該当に○、記入 自宅 父・ 母 ・他（保育者： 児童との続柄： ） 自宅外 保育所・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所・認可外保育施設（職場内託児所等）・幼稚園・一時保育を利用・職場で保護者が保育している・他（ ）
	入所希望月に入所できなかった場合の予定	該当に○、記入 上記と同じ 認可外保育施設（職場内託児所等）を利用・幼稚園を利用・一時保育を利用・職場で保護者が保育・育児休業を延長・親族等が保育（予定者： 児童との続柄： ）・入所希望を取り下げ・他（ ）
	保育所再入所の状況	該当する場合は記入 申込児童の弟・妹の育児休業取得時に、認可保育所を退所した場合 退所した保育所名： 保育所・園 退所年月： 年 月
	幼稚園併願の状況	該当する場合は○、記入 併願予定・併願幼稚園名： 幼稚園 保育所と幼稚園両方内定の場合は、 保育所・幼稚園 を利用予定
	就学前の兄弟姉妹の状況 （新年度分については新年度4月1日時点の状況）	該当する場合は○、記入 氏名： 桜井 さんと 続柄： 兄 ・姉・弟・妹 クラス年齢： 2 歳 利用： 保・幼 申込同時： 飛鳥学院 保 ・幼 氏名： 続柄：兄・姉・弟・妹 クラス年齢： 歳 利用： 保・幼 申込同時： 保・幼 氏名： 続柄：兄・姉・弟・妹 クラス年齢： 歳 利用： 保・幼 申込同時： 保・幼
保育所の兄弟（2人以上）の同時申込希望	（該当する場合は下記番号に○）	
	●1施設のみを希望している場合	
	①いずれかの児童が利用できない場合	1 同じ時期に利用できるまで待機する 2 利用できる児童は利用し、利用できない児童は待機する ※
	●2施設以上を希望している場合	
	①希望順位を下げれば同じ施設を利用できる場合	1 希望順位を下げた同じ施設を利用する 2 児童ごとに、より希望順位の高い別々の施設を利用する
②希望順位を下げて同じ施設を利用できないが、別々の施設であれば利用できる場合	1 同じ施設が利用できるまで待機する 2 児童ごとに、より希望順位の高い別々の施設を利用する	
③別々の施設でもいずれかの児童が利用できない場合	1 同じ時期に利用できるまで待機する 2 利用できる児童だけ、より希望順位の高い施設を利用する ※	

※ 求職活動中で申込んでいる保護者については、入所月から3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。復職予定で申込んでいる保護者については、申込の条件通り入所月翌月20日までの復職となります。よって、保育施設を利用できない児童がいるとの理由で、求職活動ができない、または復職せずに育児休業期間を延長することはできません。求職活動（復職）しない場合は保育施設を退所(園)いただきます。

別表第 1（第 3 条関係）※この表は令和 7 年 4 月 1 日現在のものです。今後、国の基準が見直された場合などに変更することがあります。

特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受けた場合の保育料

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料（月額）※ 1				副食費の免除※ 2	
階層区分	定 義		0～2 歳児クラス		3～5 歳児クラス （年少～年長クラス）		3～5 歳児クラス （年少～年長クラス）	
			保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定 保育短時間認定	保育標準時間認定 保育短時間認定		
第 1 階層	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯		0 円	0 円	0 円	免除		
第 2 階層	第 1 階層を除く市町村民税非課税世帯							
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48, 600 円未満	15, 600 円 (7, 200 円)	14, 600 円 (6, 200 円)	0 円			
第 4 階層		48, 600 円以上 57, 700 円未満	24, 000 円 (7, 200 円)	23, 000 円 (6, 200 円)				
		57, 700 円以上 77, 101 円未満	24, 000 円 (7, 200 円)	23, 000 円 (6, 200 円)	0 円	下記の場合は免除 ① ひとり親世帯等 ② 小学校就学前の子どもの中で数えて、最年長の子どものから 3 番目以降の子どもの		
		77, 101 円以上 97, 000 円未満	24, 000 円	23, 000 円				
		第 5 階層	97, 000 円以上 169, 000 円未満	35, 600 円	34, 600 円	0 円	下記の場合は免除 小学校就学前の子どもの中で数えて、最年長の子どものから 3 番目以降の子どもの	
第 6 階層		169, 000 円以上 301, 000 円未満	48, 800 円	47, 800 円				
第 7 階層		301, 000 円以上 397, 000 円未満	64, 000 円	63, 000 円				
第 8 階層		397, 000 円以上	65, 000 円	64, 000 円				

※ 1 保育料（月額）：0～2 歳児クラスに在籍している方について、第 3 階層及び第 4 階層欄に（ ）で表示している金額は、ひとり親世帯等〔裏面参照〕に適用される保育料となります。

※ 2 副食費の免除：3～5 歳児クラスに在籍している方について、給食費（主食費＋副食費）は、原則実費徴収（各保育施設が額を決定、徴収）となります。

ただし、副食費についてのみ、階層・世帯状況により免除になる場合があります。副食費の免除は、居住地の市町村が決定し、保護者及び各保育施設に通知します。

延長保育料等は無償化の対象となりません。（別途、実費徴収となります。）

備考

- 1 この表において、当該年度の８月分までの保育料は前年度の市町村民税を算定基礎とし、９月分から翌年の３月分までの保育料は当年度の市町村民税を算定基礎とする。
- 2 () 内は、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）とする。（申告を必要とする。）
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - エ 国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者
- 3 保護者等の属する世帯の階層区分の認定にあたり、保護者等が指定都市（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に定める指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する場合は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、市町村民税の額を算定する。
- 4 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第２号の所得割を計算する場合には、同法第３１４条の７から第３１４条の９まで並びに附則第５条第３項、附則第５条の４第６項及び附則第５条の４の２第６項の規定は、適用しないものとする。
- 5 地方税法第３２３条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 6 保護者等の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯の階層区分を第８階層と推定し、この表の規定を適用する。
- 7 同一世帯において、小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は特定地域型保育事業、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合における教育・保育給付認定子どもに係るこの表の適用については、当該教育・保育給付認定子どもが同一世帯の小学校就学前の範囲内にある子どものうち最年長である子どもから順に２人目以降は０円とする。
- 8 保護者等と生計を一にする次に掲げる者（以下「特定被監護者等」という。）が複数人ある場合におけるこの表の適用については、子どもの属する世帯の階層が第３階層又は第４階層のうち市町村民税の所得割額が５７,７００円未満（ひとり親世帯等にあつては、７７,１０１円未満）と認定された世帯にあつては、最年長の特定被監護者等から順に２人目以降は０円とする。
 - (1) 保護者等が現に監護する未成年者
 - (2) 保護者等に監護されていた者
 - (3) 保護者等又はその配偶者の直系卑属（保護者等に監護される者及び監護されていた者を除く。）